

## 学校法人香川栄養学園 不正通報に関する規程

(目的)

**第1条** この規程は、学校法人香川栄養学園（以下「学園」という。）における不正行為に対する通報の処理体制及び通報者の保護その他不正通報に関し必要な事項を定める。

2. この規程において「不正通報」（以下「通報」という。）とは、学園の教職員及び学外者が次の各号に掲げる事項を第4条に定める通報窓口に通報することをいう。

(1) 公益者通報保護法の定める通報対象事項

(2) 学園内における教育活動、研究活動または業務遂行上行われた事項

(法令との関係)

**第2条** この規程に定めのない事項については、法その他関係法令の定めるところによる。

(通報の方法)

**第3条** 通報の方法は、原則として書面または電子メール、面談によるものとする。

(通報窓口)

**第4条** 学園における通報窓口を以下のとおりとし、その事務を処理する。

(1) 学内 総務部総務課

(2) 学外 学園が指定する機関

(通報の受付)

**第5条** 学外窓口より通報を受けた場合は、通報者の氏名を伏せて速やかに総務課に通知するものとする。

2. 学内通報を受けた場合は、コンプライアンス推進責任者は速やかに統括管理責任者並びに最高管理責任者に報告するものとする。

(通報に関する協議など)

**第6条** コンプライアンス推進責任者は、通報を受けた日から起算して原則30日以内にコンプライアンス委員会を開催して通報内容等について協議を行い、その結果を統括管理責任者に報告するものとする。

2. コンプライアンス委員会の運営については、別に定める。

(通報の受理)

**第7条** 統括管理責任者は、前条に規定する報告を受けたときは、当該通報の受理又は不受理を決定し当該通報者に通知するものとする。なお、学外窓口よりの通報については、学外窓口を通じて当該通報者に通知するものとする。

(調査)

**第8条** 通報内容の調査については、コンプライアンス委員会設置の調査委員会が実施する。  
2. 調査の実施については、通報者が特定されないように充分配慮しなければならない。

(調査結果の報告など)

**第9条** 通報者に対し、通報した教職員の名誉及びプライバシー等に配慮しつつ調査結果について文書による報告を行う。なお、学外窓口よりの通報については、学外窓口を通じて当該通報者に通知するものとする。

(秘密保持)

**第10条** 通報の処理に関与した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を辞した場合も同様とする。

(通報者の保護)

**第11条** 通報者が通報したことを理由として、当該通報者に対して解雇その他不利益な取り扱いを一切行ってはならない。  
2. 学園は通報者および調査協力を行った者に対して、そのことを理由としてその者の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を講じなければならない。

(不正な通報)

**第12条** 通報内容が、他人を誹謗中傷するものや虚偽の通報などの場合は、通報を行った者は就業規則に定める懲戒処分の対象となる。

(規程の改廃)

**第13条** この規程の改廃はコンプライアンス委員会において審議し出席者の4分の3を要する。

附則：この規程は平成28年8月1日より施行する。

附則：この規程の制定により「学校法人香川栄養学園内部通報規程」は廃止する。

附則：この規程は令和4年3月8日より施行する。